

● 資料 3 ●

通常レビューにおける改善勧告事項
及び限定事項付き結論又は否定的結論の原因

1. 通常レビューにおける改善勧告事項

前年度及び当年度の通常レビューにおける、主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は次表のとおりである。なお、前年度までは上場会社監査事務所と非上場会社監査事務所に区分して開示していたが、当年度から上場会社監査事務所名簿等登録事務所とその他の通常レビュー対象監査事務所に区分を見直しており、前年度の監査事務所数についても組替えを行っている（次項も同様）。

（1）前年度

（単位：監査事務所）

改善勧告事項		上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	その他の 通常レビュー対象 監査事務所	合 計（注1）
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制 (情報セキュリティを含む。)	16	5	21 (25%)
	職業倫理及び独立性	10	4	14 (17%)
	契約の新規の締結及び更新	10	2	12 (14%)
	監査事務所間の引継 (初年度監査の期首残高を含む。)	4	—	4 (5%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価 及び選任	7	2	9 (11%)
	審査	11	4	15 (18%)
	品質管理のシステムの監視 (不服と疑義の申立てを含む。)	12	4	16 (19%)
	監査の基本的な方針	21	11	32 (39%)
監査業務における品質管理	企業及び企業環境の理解	29	12	41 (49%)
	不正による重要な虚偽表示リスクの識別、 評価及びリスク対応	24	10	34 (41%)
	重要な虚偽表示リスクの識別、評価 及びリスク対応	18	6	24 (29%)
	運用評価手続の立案及び実施	28	6	34 (41%)
	実証手続の立案及び実施	35	17	52 (63%)
	監査証拠	38	10	48 (58%)
	監査結果の取りまとめ	9	—	9 (11%)
	監査役等とのコミュニケーション	21	7	28 (34%)
	会計上の見積りの監査	42	20	62 (75%)
	関連当事者	15	6	21 (25%)
	分析的実証手続	19	4	23 (28%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	9	3	12 (14%)
	監査調書の整理及び管理・保存	23	—	23 (28%)
	内部統制監査	16	—	16 (19%)
改善勧告書交付監査事務所数（注2）		59	21	80 (96%)
【参考】レビュー報告書交付監査事務所数（注3）		62	21	83 (100%)

（注1）表中の（ ）は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。

（注2）監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。

（注3）監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

(2) 当年度

(単位:監査事務所)

改善勧告事項	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	その他の 通常レビュー対象 監査事務所	合 計 (注 1)
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制 (情報セキュリティを含む。)	17	8 25 (25%)
	職業倫理及び独立性	10	5 15 (15%)
	契約の新規の締結及び更新	8	4 12 (12%)
	監査事務所間の引継 (初年度監査の期首残高を含む。)	3	4 7 (7%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価 及び選任	2	3 5 (5%)
	審査	11	9 20 (20%)
	品質管理のシステムの監視 (不服と疑義の申立てを含む。)	13	8 21 (21%)
監査業務における品質管理	監査の基本的な方針	12	10 22 (22%)
	企業及び企業環境の理解	13	13 26 (26%)
	不正による重要な虚偽表示リスクの識別、 評価及びリスク対応	27	10 37 (37%)
	重要な虚偽表示リスクの識別、評価 及びリスク対応	16	10 26 (26%)
	運用評価手続の立案及び実施	17	12 29 (29%)
	実証手続の立案及び実施	41	13 54 (53%)
	監査証拠	40	18 58 (57%)
	監査結果の取りまとめ	17	2 19 (19%)
	監査役等とのコミュニケーション	14	11 25 (25%)
	会計上の見積りの監査	51	21 72 (71%)
	関連当事者	17	9 26 (26%)
	分析的実証手続	15	5 20 (20%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	18	4 22 (22%)
	監査調書の整理及び管理・保存	23	5 28 (28%)
	内部統制監査	20	1 21 (21%)
改善勧告書交付監査事務所数 (注 2)	67	31	98 (97%)
【参考】レビュー報告書交付監査事務所数 (注 3)	69	32	101 (100%)

(注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。

(注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

2. 限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった項目

前年度及び当年度の通常レビューにおいて、「限定事項付き結論」又は「否定的結論」の原因となった限定事項の項目ごとの監査事務所数は次表のとおりである。

(単位:監査事務所)

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の通常 レビュー対象 監査事務所	計	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の通常 レビュー対象 監査事務所	計
限定事項付き結論又は否定的 結論の監査事務所(注)	15	5	20	11	7	18
うち監査事務所における品 質管理に関する事項(注)	9	4	13	6	6	12
品質管理の全般的体制	4	2	6	5	1	6
職業倫理及び独立性	1	1	2	—	2	2
契約の新規の締結及び 更新	—	—	—	1	—	1
監査事務所間の引継	2	—	2	—	—	—
審査	3	—	3	3	5	8
品質管理のシステムの 監視	1	1	2	1	—	1
うち監査業務における品質 管理に関する事項(注)	13	1	14	12	6	18
監査の基本的な方針	—	—	—	2	—	2
企業及び企業環境の 理解	2	1	3	1	2	3
不正による重要な 虚偽表示リスクの識別、 評価及びリスク対応	1	—	1	1	1	2
継続企業の前提	—	—	—	—	1	1
専門家の業務の利用	—	—	—	1	1	2
委託業務	—	—	—	1	—	1
重要な虚偽表示リスクの 識別、評価及びリスク対 応	2	—	2	2	3	5
運用評価手続の立案 及び実施	—	—	—	2	3	5
実証手続の立案及び 実施	1	1	2	3	3	6
監査証拠	—	1	1	1	1	2

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の通常 レビュー対象 監査事務所	計	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の通常 レビュー対象 監査事務所	計
監査結果の取りまとめ	—	—	—	1	1	2
経営者確認書	—	—	—	1	1	2
監査意見の形成と監査 報告書	—	—	—	1	—	1
会計上の見積りの監査	4	1	5	5	4	9
関連当事者	1	—	1	1	2	3
グループ監査の手続	1	—	1	—	—	—
分析的実証手続	1	—	1	—	—	—
指示と監督及び監査調査 の查阅	4	—	4	6	1	7
不正リスク対応	6	—	6	2	—	2
内部統制監査	1	—	1	1	—	1

(注) 監査事務所に対して複数の限定事項が生じる場合があるため、表中の限定事項数の合計は「限定事項付き結論又は否定的結論の監査事務所」、「監査事務所における品質管理に関する事項」並びに「監査業務における品質管理に関する事項」の数とは一致しない。